

山舟生自治振興会の規約

(名 称)

第1条 本会は、山舟生自治振興会（以下「振興会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、梁川町山舟生字坊前18番地山舟生地区交流館に置く。

(目的)

第3条 本会は、「みんなが主役の里山づくり」をスローガンにして、地域に住まうすべての人々が安全安心に暮らしていけるよう、様々な課題について話し合い、地区民と行政が一緒になって、「自助、共助、公助」による、協働のむらづくりを推進して、『山舟生に生まれてよかった』『山舟生に住んでよかった』『これから住み続けたい山舟生』と言え合える地域づくりを目指すものとする。

なお、地域づくりにあたっては次のビジョンに沿った取り組みをする。

やーや さ し い
まーま ご こ ろ と
ふーふ れ あ い の
にーに ん じ ょ う
ゆーゆ た か な
うーう つ く し い 里

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区民の困りごとの相談受け、内容を整理して、必要に応じて関係行政機関と相談して、相談者に結果を報告する。
- (2) 地区の事業計画に基づく事業を積極的に推進すること。
- (3) 交流館をはじめ地区内の公共施設の管理に関すること。
- (4) 行政からの委託事務に関すること。
- (5) 行政等からの受託事業に関すること。
- (6) 行政及び他の団体との連携・協働に関すること。
- (7) その他、地域の総合的課題に関すること。

(構成員)

第5条 本会は、山舟生地区に居住する者をもって組織し、全戸加入とする。

- 2 地区内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体の役員会の承認を受けた者

(役員及び役員の選出)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名 (うち女性1名)
 - (3) 総務企画部長、産業振興部長、保健福祉部長、教育文化部長、防災環境部長各1名
 - (4) 監事 3名 (うち女性1名)
- 2 会長、副会長、各部長及び監事の選出は、各町内会長を役員等選出選考委員に選出し、役員等選出選考委員は振興会の役員等に相応しい人を12名選出する。選出された12名の中から前任の役員会で新役員を選出し、総会で承認を得る。
 - 3 役員の在任期間は、2年とし、会計年度末をもって終了する。
ただし、新役員が決定するまでの間は、旧役員が任務にあたるものとする。
なお、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
また、総会の承認を得て再任する事が出来る。
 - 4 本会に顧問を置く事が出来る。
 - 5 顧問は、役員会で選出し総会で承認を得る。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総務する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- (3) 総務企画部長、産業振興部長、保健福祉部長、教育文化部長、防災環境部長は、部の事業を企画立案し、それを実施する。また部内の問題等がある場合は整理し、解決する。また、部外に関係する問題が発生した時は関係部等と調整し解決する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査すると共に事業執行上問題がある場合、または、恐れがある場合は、指導及び改善命令を出す事が出来る。
- (5) 顧問は、会長の求めに応じてアドバイスや会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(会議等)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は代議員で構成し、過半数の出席をもって成立するものとする
- 3 総会の議長は、代議員の中から選出する。
- 4 役員会は、会長が議長を務める。
- 5 会議は、すべて過半数をもって決定するものとし、可否が同数の場合は、議長が決定する。

(代議員)

第9条 代議員は、各町内会から選出するものとする。

- 2 代議員は、各町内会長と町内会から世帯数30世帯以下の町内会にあつては1名、30世帯以上40世帯以下は2名、40世帯以上は3名とする。
- 3 代議員の任期は、第6条第3項の規定を準用する。

町内会	町内会世帯数	町内会長	町内会から選出	計
第1,2区町内会	27	1名	1名	2名
第3区町内会	36	1名	2名	3名
第4,5区町内会	25	1名	1名	2名
第6区町内会	27	1名	1名	2名
第7,8区町内会	47	1名	3名	4名
第9区町内会	36	1名	2名	3名
第10,11区町内会	36	1名	2名	3名
第12区町内会	26	1名	1名	2名
計	260戸	8名	13名	21名

(総会)

第10条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。

- (3) 会費の金額及び徴収の方法に関する事。
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
 - (5) 行政からの事業の受託等に関する事。
 - (6) 役員の選任に関する事。
 - (7) 会長または事務局長への委任事項に関する事。
 - (8) その他、会長が総会に諮る必要があると認めた事。
- 2 定例総会は毎年4月に開催するものとする。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、代議員の過半数からの要請があった時に開催する。

(役員会)

第11条 役員会は、次の通りとする。

第6条第1項第1号から第3号までの役員及び事務局長で構成する。

- 2 会長が必要と認めたときは、役員会に役員以外の人を出席させる事が出来る。
- 3 役員会に付議する事項は、次の通りとする。
- (1) 総会に付議する議案に関する事。
 - (2) 職員の任用に関する事。
 - (3) 就業規則並びに会計規程等に関する事。
 - (4) 部会への助言及び支援に関する事。
 - (5) 予算の追加及び更正に関する事。
 - (6) その他、特に会長が必要と認めた事。

(部会)

第12条 第6条第1項第3号に定める各部長は、事業を積極的に実施するため、それぞれ部会をもつものとする。

- 2 前項に定める各部会の構成員は各部の部員と各部に所属する各種団体の役員とする。
- 3 部会の構成員は、部で決めるものとする。

(報酬並びに費用弁償)

第13条 第6条に規定する役員には、総会の議決により報酬を受ける事が出来る。

- 2 役員等には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事が出来る。

- 3 役員の報酬並びに費用弁償について必要事項は別に定める。

(事務局の設置)

第14条 本会の事務を円滑に処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局は、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 職員の任免並びに給与等の就業に関する事項は役員会で決定する。
- 4 職員は代議員を兼ねることは出来ない。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は別に定める。

(会計の構成)

第15条 本会の経費は、会費、負担金、補助金、交付金、その他事業の収入をもって充てる。

- 2 会費の金額、徴収の方法は、毎年総会で決定する。

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会に於いて予算が議決される日までの間は、前年度予算を基準として収入支出する事が出来る。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第17条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議を経て、既定予算の追加または更正をする事が出来る。

(事業報告及び決算)

第18条 本会の事業報告書、収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第20条 この規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則(平成27年 3 月14日制定)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。